

霧島市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づき、公共の場所及び自転車等駐車場における自転車等の放置の防止等に関し必要な事項を定めることにより、交通事故防止と交通の円滑化及び公共の場所等の良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車及び原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車）をいう。
- (3) 利用者等 利用者又は所有者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供する場所（自転車等駐車場を除く。）をいう。
- (5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (6) 放置 自転車等の利用者等が利用する自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自転車等の放置の防止に関し必要な施策を実施するものとする。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等の安全な利用に努めるとともに、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車に利用者等の住所及び氏名を明記するよう努めるとともに、当該自転車について、法の規定による防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるほか、市長から自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館、公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に利用者等の住

所及び氏名を明記すること並びに防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。
(放置禁止区域の指定等)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するために、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又は変更することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、解除し、又は変更したときは、規則で定める事項を公示するとともに、自転車等の利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(自転車等の放置禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されている場合又は放置されているとみなした場合は、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による移動命令をした場合において、なお当該自転車等が放置してあるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(放置禁止区域外の自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等が放置されていることにより、歩行者の通行の確保、公共の場所等の良好な環境の確保が阻害されていると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動することを指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお規則で定める期間を超えて当該自転車等が放置してあるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(市が設置した自転車等駐車場の自転車等の長期駐車に対する措置)

第12条 市長は、市が設置した自転車等駐車場に自転車等が規則で定める期間を超えて継続して駐車されているため、当該自転車等駐車場の管理に支障があると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を当該自転車等駐車場から移動することを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による移動命令をした場合において、なお規則で定める期間を超えて当該自転車等が駐車してあるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第13条 市長は、第10条第2項、第11条第2項及び前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を公示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を売却することができる。この場合において、当該自転車等について、買受人がないとき、又は形状その他を勘案し売却できないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により売却した代金を、第1項の規定による公示の日（以下「公示の日」という。）から起算して6月を経過する日まで保管しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により当該自転車等を売却した後、公示の日から起算して6月以内に当該自転車等の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車等を売却した代金を返還しなければならない。
- 5 公示の日から起算して6月を経過してもなお当該自転車等（第3項の規定により保管する売却代金も含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、法第6条第4項の規定により当該自転車等の所有権は本市に帰属する。

（費用の徴収）

- 第14条 市長は、第10条第2項、第11条第2項及び第12条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として2,000円以内において規則で定める額を当該自転車等の返還を受けようとする利用者等から徴収することができる。ただし、盗難等の理由により放置がやむを得ないと認められるときはこの限りではない。
- 2 前項の規定は、前条第4項の規定により売却代金を返還された者についても適用する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。